

会議名 (審議会等名)	第2回川西市政治倫理審査会		
事務局 (担当課)	総務部 行政室 総務課 内線(2322)		
開催日時	平成16年5月25日(金) 午後7時00分～午後8時00分		
開催場所	本庁舎 7階 大会議室		
出席者	委員	末澤委員(会長)、藤田委員(副会長)、横田委員、三井委員、若松委員、田中委員	
	事務局	西総務部長、上松行政室長兼総務課長兼防災安全課長、根津課長補佐、高塚主査	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	40人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	(1) 被調査請求者から提出された答弁書について (2) 第1号及び第2号調査請求者から提出された要望書について (3) 第3回川西市政治倫理審査会の開催日等について (4) その他		
会議結果	審議事項については、 (1) 第1号及び第2号調査請求者から提出された審査会に対する要望について審査会としての考えを読み上げたうえ、文書を第1号及び第2号調査請求者へ手渡した。 (2) 第1号及び第2号調査請求者から提出された被調査請求者に対する要望について、各調査請求者が当該要望を読み上げた。 (3) 第1号調査請求者の前号の要望中に議員としてのその後の経緯について述べられたが、それらについても副次的に審査項目として含めることとした。 (4) 事故状況等の把握のため、被調査請求者が刑事記録を審査会等に提出することとした。 (5) 今後の証拠書類について、第1号調査請求者については甲号証、第2号調査請求者については乙号証、被調査請求者については議員号証及び審査会については審号証とすることとした。 (6) 辞職勧告決議、議事録及び上申書については、審査会から市議会に取り寄せることとした。 (7) 代筆については、審査会として前向きに検討することとした。  ※ 次回の審査会開催は平成16年6月28日(月) 午後7時00分～		

会 長：ただいまから川西市政治倫理審査会を開催します。

村上議員に対する1号2号事件ということで審査をしていきますが、実質的審査に入る前に、手続的な関係で要望というのがありますので、要望については、簡単に先ほど会議をしまして大体の方針を決めていますので、それを口頭で説明して後で請求者1号の方2号の方には書類で配布しますので、それで手続を進めていきたいと思っております。要望の關係の1「個人情報の保護について」ですけれども、これは請求者の記載されているそのとおりでございまして、プライバシー意識の高まりがありますが、少し読ませていただきます。「平成15年3月、川西市公文書公開条例が改正され、当該調査請求書に記載されている住所については、改正後の条例第7条第1項第1号に規定する『特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと認められるもの』という非公開情報に該当するのではないかと思われま。また、氏名については、様々な疑義がございまして、調査請求者からの強い要望もあり、慎重な取扱いをしていきたいと思っております。また、署名簿及び傍聴人名簿についても、同様の取扱いをしていきたいと考えております。」そして2番目の「審査会での請求者の発言の機会」ですけれども、これは具体的な証人尋問のようなかたち、1問1答のような場合に関係しますので、よく聴いていただきたいのですが、「川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例及び同施行規則において、調査請求者の発言の機会及びその方法については明確な規定はございませんが、従前から調査請求者の発言の機会を認めて、実質審議をしております。なお、1問1答形式については、直接的なものではございませんが、審査会を通じて行います。また、平成16年調査請求第1号の請求者は、その代表者以外の発言を希望されておりますが、審査会としてはスムーズな議事進行を行うため、代表者を2人決定していただいておりますので、今後も事前に書面等を相互に送付いたしますので、会議開催前に13名の請求者の考えをまとめていただいておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。どうしても審査会の会議において発言したいということであれば、それは結構なのですが、その責任の所在を明らかにするために、その方は氏名を申し出ていただくこととなります。名前を言わずに質問ということは議事進行上責任の所在がはっきりしませんから、そのあたりは理解していただきたいと思っております。それから開催の通知は、前回は同様ですが、終わるごとに次回期日がいつですということ、この会議室の予定ですとか、審査会委員の都合上、夜にしか会議を行えないので、要望は聞いておりますが、実際には次回期日は終わるときに決めるということになります。それから4の「審査会開催の時間帯」についてですが、先ほども言いましたが、どうしても様々な都合で夜になっておりますのでご理解いただきたいと思います。それから「審査経過の広報」についてですが、これは主に事務局で行っていただきますが、開催ごとにその内容の概要の報告及び次回の開催日時を広報かわにし、市ホームページなどに掲載することを希望されておりますが、政治倫理審査会会議公開制度要綱により、会議録については会議の日以後概ね1ヶ月以内に、次回の開催日時については会議開催日の概ね1週間前までに市ホームページにおいて掲載していただきますのでまた見ていただきたいと思います。それから6番目の「調査請求者及び調査請求者署名の代筆」については、地方自治法による直接請求においては、署名による代筆を認めるものとなっておりますので、審査会としても代理人による署名等の記載を認める方向で検討したいのですが、規則の改正をする必要がありますので、その方向で考えていきたいと考えております。「その他」につきましてはその都度検討することになるので、要望については後で配布しますのでよろしく申し上げます。次に議事の行い方についてですが、まず、調査請求者1号の方の要望を簡単

に述べていただきたいのですが、述べていただいた後審査会の方でお聞きしたい点がありますので、その点も含めて説明していただくことになると思いますので、5月18日付の要望書について簡単に説明していただけますでしょうか。

調査請求者：(1号) 調査請求第1号の代表者です。私どもが提出した要望書は次のようなものです。川西市議会議員村上祐章氏は、本年1月5日午前8時50分頃、中央町の市道を歩いて横断中の被害者を車ではねました。その後救護措置をとらないままその場から逃走しました。けが人は現場付近に居合わせた人によって救急に通報され、けが人は救急車で病院へ運ばれました。ひき逃げをした村上議員が戻ってきたのは約15分後です。その場の警察に業務上過失傷害と道路交通法違反(ひき逃げ)の疑いで緊急逮捕されました。そして村上議員は容疑を認めました。その後事件は先ほど申しましたとおり業務上過失傷害と道路交通法違反の疑いで神戸地検伊丹支部に書類送検されました。被害者のけがは、頭に3針縫う裂傷と脳しんとう、左脇腹と右小指の打撲などでした。当初入院は10日間と診断されたのですが、結局入院は13日間に及びました。当初の見込みよりも長引いたのは、本人が事故前後の記憶を失っている上に、最初の診断の際に加害者が付き添っておらず事故の状況を医師に説明する者がいなかったことが一因であるといわれています。その後退院した後も現在も被害者はリハビリを続けています。以上のように村上議員が自動車事故を起こし、けが人を放置して逃走したことは明らかです。その後議会での動きですが、市議会議長、副議長が村上議員と面談し辞職を勧めましたが、村上議員は上申書を提出しました。「寸秒を惜しまず市民に奉仕する道を選ぶのが本当の責任の取り方だ」という結論に達した」として辞職が無いという意志を示されました。1月25日付のかわにし市議会だよりでは「議員の交通事故」と題する記事を掲載して、「市民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことに対し、市議会として心からお詫び申し上げますとともに、今後、信頼回復に努めてまいります。」とコメントしました。その後1月30日に臨時議会が開催され、村上議員に対する議会での辞職勧告決議案が全会一致で可決されました。先の議会だよりでの記事の掲載、そして議会での議決は一人の議員がひき逃げ事件を起こし、その責任をとって議員職を辞職するというをしないうことを川西市議会としては、議会に対する市民からの信頼の危機であると、そのように認識していると私たちは考えております。そして2月4日ですが、村上議員は辞職勧告決議の後改めて辞職しないというふうに新聞の取材を通して述べています。その後3月議会に入りまして3月5日になりますが、村上議員は議会一般質問を自粛するように議長から言われていたのですけれども、「議員としての責任を果たす」と村上議員は答えて、一般質問をするというふうに固執しました。そのため、5日の本会議では村上議員の発言を認めたくないとして、議長と本人を除く議員全員が議場を退席し、議会を約1時間40分にわたり中断しました。その混乱を収めるために議長は村上議員に質問の自粛を再度求めましたが、彼は応じず、ところが、その後再会した本義会で壇上に立った村上議員は「ほかの議員と重複する質問が多いので割愛する」と述べ、質問を取りやめました。この日の言動は、議会の進行を停滞そして混乱させた上に自らの職務に関しての準備不足を露呈することになりました。以上がひき逃げ事件発生以後の事の経過です。私たちはひき逃げ事件、ひき逃げをおこしたこと自体が市民の代表である市議会議員としてあるまじき行為だと思っています。ひき逃げということは法を守る遵法精神のなさとして人命の軽視の態度がその行動に表れていると感じています。そのうえに、心を入れ替えて市民に奉仕すると反省の弁を繰り返しながらも議会に混乱を招いたということに村上議員の公職に就く議員としての責任感のあり方に疑問を抱い

ています。このような行動は、ひとり村上議員への信頼と期待を裏切るのみならず、このような議員を構成員として抱える市議会全体への信頼を傷つけるものと私たちは考えています。このまま川西市議会議員として村上祐章氏があり続けることは、市民全体の代表者としてその名誉と品位を害していると考えて、政治倫理基準に違反していると考えています。

会 長：分かりました。審査会の方で請求者の方にお聞きしたいのは、今要望の中でいわれた業務上過失傷害の件、それからひき逃げの関係を一つの大きな問題にしているのはよく分かりますが、それと併せて市議会で辞職勧告が出されて、それについて村上議員の方は議員であり続ける正当な理由があると思っておられるようなので、そちらの方も一つの審査項目にされるのかどうか、この点についても審査項目にされるのであれば、村上議員の方にもその関係の反論をしていただかないといけませんので、釈明ですけれども、先ほど審査会の方でその問題を討議しまして、その点も副次的に項目として入れるのであれば、これからの審議の参考にはしますのでそこをはっきりしていただいて、それについての村上議員からの反論、当然これからしていただきますけれども、もう一度協議していただきたいと思

調査請求者：質問いたします。仮に私どもがひき逃げ事件のほかにその後の経過についても審査事項に含めるのかというご質問だと思うのですが、第2号のことを私が言及するのはおかしいと思うのですが、第2号の方はひき逃げ事件について述べられていると思います。仮に私どもがひき逃げ事件に加えてその後の議員としての行動まで含めるとしてもこの審査会はやはり1号2号一緒に進められるのでしょうか。

会 長：元々事件の主たるものは一緒ですので、争点は一緒ですので一緒に進めます。後でその問題に答えていただいて、次の2号の方が要望書も出されてますけれども、簡単にでも詳しくでも結構ですので、述べて下さい。

調査請求者：発言させていただきます。私は要望書について一言だけ「即刻辞職すること。」というふうに書いています。これは何故かという議員たるもの市民の模範になるべき存在であると思います。ひいただけの事故は誰でも起こします。にもかかわらず、逃げてしまったということに対して強い憤りを感じています。それに対して辞職するという行為こそがせめてもの償いだと思います。にもかかわらず「私は辞職をしない」とか言われてて、議会での発言を見ましても社会的道義的責任、刑事的民事的責任はおっしゃっているのですが、政治的責任については一切おっしゃっていません。政治的責任をとっているようには見えませんし、先ほど1号の請求者の方が書いていらっしゃるように「寸秒惜しまず市民に奉仕する道」ということをおっしゃってましたが、事件以後「寸秒惜しまず」ということがあまり見えてこないという状況があります。そのようなことや様々な事柄を鑑みても即刻辞職が妥当だと思われま

会 長：分かりました。村上議員の方で今の辞職をなさいたいという要望があるのですが、それについて答弁といいますか説明をしていただけたらいいと思

被調査請求者：即刻辞職せよとというご要望でございます。私は事件後熟慮に熟慮を重ねさせていただいた上で、議長に上申書を出させていただきました。当初は当然辞職をしなければならないと思いましたが、冷静にじっくりと考える時間をいただきたいということで議会の皆様をお願いして、しばし時間的なご猶予をいただきました。その上で本当に熟慮に熟慮を重ねまして、選挙の時に何の実績もございませんし、優れた政策とか、何かビジョンを掲げてというわけではなく、ただ、熱意や情熱だけを訴えて当選させていただいて、本当に期待だけで当選をさせていただきました。そして、事件当日は、まだ26歳だったのですが、25歳の若輩者を議会に押し上げていただ

て1年経って26歳で事件を起こしまして何もできないまま皆様の期待を裏切ってしまった。正直申し上げて私自身もこれで辞職をして、私の周りの私の身を案じてくださる方々は、十分に反省して他の仕事をしなさいと、仕事は面倒見るからと、ここまで言われているのにとっても続けることはできないだろうと、そのようなことを言っていたいて、私もとてもこのような状況では仕事はもうできないだろうというふうに考えて、いったんは辞職するしかないというふうには思いましたが、やはり本当に選挙の時に、選挙の時だけでなくその後も投票してくださった方々、他にも大きく期待をかけてくださった方々に、このまま期待を裏切ったまま仕事を投げ捨てて楽な道を進むのはどうしても本当の責任の取り方とは私は考えられません。皆様のお怒り、ご批判は当然ごもっともだと思っております。私はそのご批判を真っ正面からお受けして本当に心から反省して、あきらめておりませんので少しでも可能性がある限り、少しでも「村上是仕事をして川西に貢献して任期を終えた」と一人の方にでも思っていたできるように今後も微力ではありますが、川西のために奉仕させていただきたいと思っております。以上でございます。

会 長：分かりました。次に手続の進行上新聞報道等によると略式起訴ということで刑事裁判が行われたようですけれども…。熟慮を重ねたということとはよく分かったのですが、自己自身の業務上過失と道交法違反の客観的事実について認められるのかどうかという点ですが、請求者の方も指摘されますように時間とか何分後に返ったかという問題は少し後にしまして客観的にはまた後で詳しく聞きますけれども、どのような状況で交通事故をおこされて、現場からどのような理由で立ち去ったかということの説明をしていただかないと、一番肝心な問題が、もちろん刑事記録を取り寄せて聴こうとも思いますけれども、請求者の方が一番聴きたい点ですのでそれについて説明してください。答弁書にも書かれていますので、それを踏まえてでもいいですし、それと離れて言っていただいてもいいです。

被調査請求者：傍聴の方々がおられますので調査請求者及び政治倫理審査会の皆様に提出いたしました答弁書を少し読ませていただきます。『事件当日、私は川西市役所での新年互例会へ向かう途中でした。年末に書類をためてしまったこともあり急いでおりました。私は被害者の方を全く発見することができず、発見と同時にねたという感覚です。突然の出来事で頭が真っ白になり、ふと我に返ったときは現場から少し離れた協立病院の前まで運転してしまっていました。「被害者の方は大丈夫なのか」「救急車を呼ばなくては」と現場に急行いたしました。私が戻ったときには既に通報がなされておりまして、私の直後に駆けつけられた救急隊員の方に「運転手は私です」と申し出ました。そして、狭い道路ですので少し離れた場所へ車を移動させました。その後、現場に来られた警察署員の方に私が運転手である旨を申し出て、道路交通法の救護義務違反の容疑で緊急逮捕となった次第でございます。』以上が答弁書の内容でございます。もう少し詳しく事故の瞬間であります。現場検証では十分止まれる距離で、カーブミラーを確認していれば発見はできたであろうということを教えていただきました。私はそれを見落としていたこととなります。そして発見と同時にねた、「あ、人がいる、止まらなければ」という感覚ではなくて、発見と同時にねてしまったという感覚を持っております。問題はその後ですが、私は事故の瞬間から協立病院の前でふと我に返ったのですが、その前、その間は本当に分からないと、警察の取り調べでも検察の取り調べでも申しました。しかし、検察の方は「そのようなことはないだろう」と、事故の瞬間からふと我に返る間は無我夢中の状態だったと思うが、何故事故の瞬間はねたことを分かっているが、救護しなかったのか、そのぐらいの知識は当然あるだろうし、知識はなくても人として当たり前なのだから、何故そ

のことをしなかったのか、それは何故なのかとずっと問われました。その答えは私は結局最後まで自分の言葉では述べることはできませんでしたが、検察の方は、もしこの事故の直後に車のドアを開けて被害者を確認して救急車を呼んで、警察を呼んで当然そこで「あなたは誰ですか」ということになるので、「あなた」が市議会議員になることが分かってしまう。あなたは今まで議員として積み上げたものが全部この事故によって無くなってしまおうと思ってどうしてもそのドアを開けられなかったのではないかというふうに言われました。私の感覚ではどうしても事故の瞬間に何が何か分からなくなって、ふと気づくと少し離れたところにいたという感覚ですが、やはり判断をしないと体は動きませんので、その瞬間は議員が人をはねた、日々市民の模範とならなければならない議員が人をはねたということが公になる。そのことの恐怖に頭が真っ白になったのかと、今ではそうなのかと思っております。そして検察の方の現場検証で、私がどのようなルートで離れたのかということをお聞きしましたが、それは答えられなかったので現場検証が行われまして、車に付いている傷とか目撃者の方の証言だとかそのようなことから分かったと思っておりますが、被害者の方をはねて私はまず、少しバックをして右に右折してバイパスのところまで出て、そこをまた右折したようです。ちょうどそこが協立病院の向かい側になりますので、そこで我に返ったということになります。そして、我に返った直後は、すぐにもう一度右折しまして、さらにもう一度右折して現場に戻った次第であります。以上であります。

会 長：先ほど少し言いかかったのですが、一応罰金ということで納められたのですか。略式ということで裁判所の方に納められましたか。

被調査請求者：本日通知が外出中に来っていたようで、明日にでも取りに行きまして納めようと思っております。

会 長：今の事故の模様あるいは現場検証あるいは警察の方で述べられたことをここで再現するのは難しいので、できれば刑事裁判記録を納付されて、刑事事件として確定しましたら、村上議員の方で検察庁に申請すれば刑事記録は村上議員の手元に入ります。それをもちろん村上議員自身の個人情報とかいろいろありますからそれはまた事務局と相談されて記録としてこの審査会の方に提出して欲しいと思っております。村上議員の方で出されなかったら、請求者の方もいろいろな方法で出せないこともないですけども非常に難しいですし、やはり村上議員自身が出すのが筋じゃないかと思っておりますので、それは協力して下さい。審査会としてはそれを一度見ていただいてそれでまた更にコメントしてもらいなり、要望に細かい内容を付け加えるなりしていただけたらと思っております。それから技術的なことですが、この審査会で最終的な判断をしますので請求者の1号の方が新聞で証拠に出されているものがあります。請求者1号の方はかたち上甲1号証、2号証というかたちにしますので出されている順番に甲1、2、3というふうに全部頭から番号をつけて読み替えますので、お手元の方も甲1から番号を順番に付けて下さい。それから調査請求者2号の方は今は証拠を出されていませんけれども、出されるときは乙号証というかたちで出していただけますでしょうか。証拠と主張は分かれますので新聞などは証拠として取り扱いますので1号の方と2号の方と内容はほぼ一緒ですので同じ証拠は出されなくてもいいと思っておりますし、別に協議はしなくてもいいです。今後新たにご自分の方で出したいと思うのは乙1号証2号証というかたちでしてください。それから村上議員の方は議員1号とか2号とかいうかたちで証拠を出してください。それから審査会の方で新聞報道で村上議員の方が略式起訴になっているというのは5月21日付の新聞で出てますので、これは審査会の審ということ、審の1号から7号という証拠番号にしたいと思っております。それから後から各委員から個別に聴いていただきますけれども、被

害者との関係での示談といいますか、民事上の和解はできたのか、できてないのか、あるいは被害者からの嘆願書があるのか、ないのかとか、そのあたりについては別に今日でなくてもいいですから、次回までにここまでいけている、いけていないというのを明らかにしていただけますでしょうか。調査請求1号で出されている議会の方が辞職勧告された、あるいは議会で質問されたけれども自粛されたとかこのあたりの関係を審査会の議題で出されるのであれば、審査会の方ではその点について副次的に審査しますのでそれをもし要望されるのであれば、そのように述べていただいてこれはもう明らかですので審査会の方で記録の取り寄せというのを決めて、これから合議していくことになってくるのですが、その点はどうか協議していただけますか。協議していただいて結構です。

——— 調査請求者（1号）は協議のため一時退席 ———

調査請求者：「その他」で発言しようと思っていたのですが、今の時間をいただきまして（2号）2つだけ質問させていただきたいのですが、代理署名代筆について認める方向で考える旨のご発言があったと思うのですが、1号も2号もそれぞれ署名提出した人数が減らされたと思うのです。その減らされた理由が代理署名だったというふうには私はお聞きしているのですが、その減らされた分はどのような扱いになるのかお聞きしたかったのですが。

事務局：事務局から報告させていただきますが、第1回の政治倫理審査会で署名については、割愛させていただいた部分について説明させていただきましたが、その多くは家族の代表の方が、家族分の署名をしているという部分でそれを1人として計算させていただいたというのが大部分でありまして、代筆による署名を削ったという件は1件もございません。

調査請求者：（2号）というのはですね、あのような署名については家族が代筆するケースが多いように思いますし、例えば知り合いの場合で言いますと同じ署名簿に行っていた場合と又は2枚にわたって別々に、同じ住所だけでも別々に1人の方が署名されている分と名寄せ作業を行われた上での分だと思うのですが、家族がどうしても書くということが多分にあると思うのですが、そういうことを鑑みた上での措置なのでしょうか。

事務局：家族の人のお一方が家族分の代筆という考えについてでございますが、署名といいますのは本人の意思という点から考えられることとございまして、家族のお一方が家族分の署名をお一人でされるといえる考えが、本人の意思では無いというふうには判断されますので、その分は削らせていただいております。

会長：後で、地方自治法の条例の分がありますからまた見て下さい。今は要望の関係でしておりましたので、先ほどの件についてはどうされますか。

調査請求者：（1号）時間をいただきどうもありがとうございました。請求第1号としてはひき逃げ事件そのものとはできたら現在に至るまでのことに経過も含めて審議していただきたいと考えております。

会長：そうしますと5月18日の要望書に書かれている、「事故後の市議会議長、副議長」というあたりから「自粛を求めて混乱させた」というあたりまでの川西市議会とのその後のやりとりということも審議として入れて欲しいということですね。一応その点も審査の副次的な要望ということで希望されて、これはもっともだと思しますので村上議員の方もそれに対してのさらに答弁をされるのであれば次回までに説明をまたしていただくということのなると思います。それから次回に行ってもいいのですが、それまでに市議会でも村上議員に対する決議をしますので、その決議と議事録を審査

- 会 員：会で取り寄せたいと思いますがいかがでしょうか。
- 委 員：議長に上申書を出されたということですが、それについてどうされますか。
- 会 長：そこまで含めて、ですから今の議事、決議、議事録の行い方、村上議員の方が上申書を書かれたということですが、村上議員自身が上申書を出されてもいいのですが、証拠で出されますでしょうか。今判断できるのであれば言っていただきますし、保留されるのであれば審査会の方で取り寄せの証拠の分に入れたいと思います。
- 被調査請求者：手元にあるのですが、メモなど書いておりますので、取り寄せでお願いします。
- 会 長：審査会としてもその部分を取り寄せるということで決めましたので、次回期日までに請求者の方、村上議員の方にも各々代表者の方にお渡ししますので、それを見て下さい。罰金を明日納付されると刑事事件が確定するのに大体2週間かと思います。すぐに検察庁に記録が行きますので裁判所で謄写するか検察庁で謄写するかありますので、村上議員の方でこれを証拠で出していただきますので、1ヶ月以内では出せるとは思いますので、それで次回期日を決めたいと思います。6月28日月曜日の午後7時という事で第3回を開催するという事によろしいでしょうか。
- 委員一同：はい。

※ 第2号調査請求者より代理署名について発言がある。

- 会 長：なかなか難しい問題のようで、要するに請求する人の意志が本当にまじめに請求するのかどうかという意思確認のために本人に自署してくださいというのが法律の趣旨でして、誰でも彼でもお父さんが良いというから子どもも同じように良いという具合に見られてはいけないということで、簡単に代筆はできないというのが法律の趣旨ですので、街頭で署名するように自分の意志で書いてもらえばいいのですが、「書いといて」ということはいけないのではないかという趣旨のようですが、また次回に時間があればお聞きします。それでは本日はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。